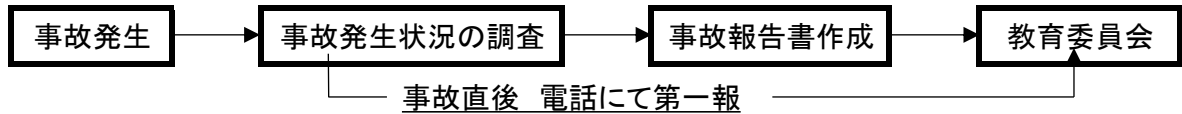


事故発生後の報告と事後処理

(1)教育委員会への報告

事故発生後できるだけ速やかに、教育委員会に報告する。



(2)日本スポーツ振興センター申請手続き

- ・重大な事故の場合は、指導計画・内容、当日の状況等の詳細な報告を求められる。記録は正確にとり、長期にわたって保存する。

(3)記録の管理

- ・事故発生の状況や措置について、時系列で記録する。
- ・記録は添付書類(指導計画、指導内容等)とともに長期保存をする。

(4)園児への指導

- ・園児が不安に陥ることのないよう配慮する。
- ・事故の概要について可能な範囲で、できるだけ早く説明する。
- ・安全対策を再点検するなど再発防止について指導を行う。

(5)保護者への説明

- ・重大な事故の場合は、事実と異なった内容が流れ、不安や混乱を招く恐れもあるので、園長と教育委員会は連携を図りながら、必要と認めた場合に保護者への説明の場を設定する。電話連絡網を使用する場合は連絡内容を簡潔にし、正確に伝わるようにする。

緊急通報マニュアル

救急車を要請する場合

◎「119」をダイヤルする。

- ・「こちら消防庁。火事ですか、救急ですか。」

「救急車をお願いします。」

「江戸川区立船堀幼稚園です。」

「住所は江戸川区船堀6-11-39です。」

「電話番号は03-3675-1131です。」

「けが人(病人)は〇歳児、男児、(けがの起きた状況)」

「症状、けがの状況は_____」

正門を開け、通りに出て、救急車が到着したら案内をする。